

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 宮城県
農業委員会名： 登米市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	15,700	1,910				17,600
経営耕地面積	14,073	1,459	873	34	552	15,532
遊休農地面積	44	18	18			62
農地台帳面積	16,371	2,333	2,288	28	17	18,704

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
 ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	6,498
自給的農家数	1,587
販売農家数	4,911
主業農家数	955
準主業農家数	866
副業的農家数	3,090

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,366
女性	2,276
40代以下	795

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	854
基本構想水準到達者	51
認定新規就農者	11
農業参入法人	
集落営農経営	110
特定農業団体	
集落営農組織	110

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 23 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	25

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		17,600ha	8,562ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化等による経営体数の減少及び転作政策の廃止や集落営農組織の法人化期限到来による集落営農組織経営体数の減少により、農地集積が後退している状況にある。 ・一部の担い手農家にとっては、利用権設定より農作業受託の方が有利であることから、利用権設定を解約する傾向にあるので農地集積が思うように進まない。 ・圃場整備完了からの年数経過や団地転作等により、暗渠排水機能が低下し耕作条件の悪化した農地が増加している。このため農地集積が進まない。 ・圃場整備からはずれた面積狭小等の条件不利地が点在しているため、これらの農地の小規模基盤整備が必要となっている。 ・圃場整備率は85%と高いものの50a区画以上基盤整備は34%に留まっている。農作業機械の大型化に伴い第二段階の大区画基盤整備が必要となっている。 ・担い手の経営農地分散により作業効率が悪く農地集積が進まない状態となっている。 ・農地中間管理事業5年後の見直しにより、今後2年間の間に人・農地プランの実質化協議に農業委員・農地利用最適化推進委員が積極的参加し「集落ぐるみでの農地集約化」の推進が必要となっている。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
9,200ha	8,656ha	130ha	94.09%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関と連携し、人・農地プランの実質化に向けた活動を行う。具体的には、市が行ったアンケートによって貸付意向等の確認調査を行い、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、必要な協力をを行う。 ・担い手の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介を行う。 ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。 ・農地集積にあたっては、機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業を積極的に活用する。 ・機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業の転貸機能での集約化を図るとともに、受け手の見つからない農地にあっては、担い手への集約化を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の活用を希望する出し手の相談(通年) ・農業委員と農地利用最適化推進委員が農地の受け手を訪問し、人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査を実施(11月18日～30日) ・農地利用最適化推進委員が担い手を訪問し、分散錯圃解消の希望等について調査を実施(通年)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手への集積を進めている一方で、高齢化による認定農業者の辞退や再認定を受けないなどの要因もあり、目標を達成できなかった。
活動に対する評価	農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により集積した面積もあるが、集落営農組織の減少したことが大きく影響しており目標を達成できなかった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	6 経営体	5 経営体	2経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.12ha	3.7ha	0.6ha
課題	農業経営の先行きが見えにくいことや農業に対する魅力が感じられないこと等により農業後継者や新規参入希望者が就農に踏み切れない状況にある。また、農業後継者の配偶者不足も課題となっている。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	1経営体	50%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.6ha	0.3ha	19%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の後継者、青年、女性、定年帰農者、UJターン者等の新規就農希望者に農業委員会、市、普及センター等の関係機関が連携して就農を促進する。 ・農地が必要な場合は、就農候補地のあっせんや農地所有者を仲介する。 ・新規就農者の就農希望に速やかな対応ができるよう定期的に空きハウス調査を行う。 ・次代の担い手の掘り起こしを行い、地域への溶け込みを支援する。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する就農相談会に出席した。(5回開催) ・農地のあっせん活動等(4月～3月) ・若手農業者から意見を聴く機会を設けた。(12月) ・空きハウス調査の実施(4月～3月)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	認定新規就農者は1名で、独自に農地を借り受けて農業経営を開始したことから、新規参入者は1名となったが、目標は達成できなかった。農業の維持・振興を図っていくためには、新規参入者を計画的に確保することが必要である。
活動に対する評価	就農支援制度の有効活用や就農希望者の意見等を聴きながら、さらなる新規就農者の確保に努めていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	17,652ha	62ha	0.35%
課 題	本市においても少子高齢化、担い手不足が顕著になっており、農地の荒廃化が目立っている。特に中山間地域等の耕作条件不利地域に多く見られ、これらの解消が課題である。また、荒廃地化した農地の復元は、作業機械の導入等、相当の費用を要すると考えられる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
12.4ha	△14ha	△112.90%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	90人	8月～9月	9月～11月
	調査方法	農地利用最適化推進委員及び利用状況調査員による現地確認		
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月			
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> 農地利用状況調査により、遊休農地、農用外利用状況の農地を確認した場合は指導を行い、解消を図る。 遊休農地の発生が懸念される状況の農地にあつては、所有者に適正管理を促し、さらには今後の利用等について相談に応じる。 			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		118人	8月～9月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 111筆	調査数: 23筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 11.7ha	調査面積: 2.0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消面積は4haとなっており、解消目標は達成されなかった。また、新たに発生した面積が18haあり、遊休農地面積が増加している。
活動に対する評価	新型コロナウイルスの拡大により、解消面積拡大に向けた活動が困難であった。今後は新たな遊休農地の発生を抑えるため、広報活動や農地パトロールによる見回り等を強化していく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	17,600ha	282ha
課 題	宅地等の周囲において、農地法を知らないまま庭、通路または倉庫等を設置し違反転用状態となっているものが多い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
298ha	△16ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施した聞き取り調査に基づき、関係機関・団体とともに解消に向けた取組みを実施する。 ・農地利用最適化推進委員による調査を実施する。 ・農地利用最適化推進委員による個別訪問で、原状回復するのか転用申請等を行うのか具体的に指導する。
活動実績	農地パトロールの結果に基づき随時、改善指導、転用手続等の周知徹底を図った。
活動に対する評価	新たに判明した違反転用が多かったものの、推進委員の訪問指導や周知により、農地の再生や転用手続きなどが進められた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 148件、うち許可 148件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	・申請書類、農地基本台帳、土地登記簿により確認 ・農業委員及び事務局職員により現地を調査			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	法令に基づき、申請書類(調査票を作成)等により審議			
	是正措置	なし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	148件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会事務局において閲覧・ホームページに掲載			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	なし			

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 147件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地確認や申請書類等により確認			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	法令に基づき、現地確認や申請書類等により審議			
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会事務局において閲覧・ホームページに掲載			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	なし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		77 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		69 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		20 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		8 法人
	提出しなかった理由	農作業の繁忙等により提出が遅れている	
	対応方針	継続して督促	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	なし	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,880件 公表時期 令和 2年 10月 情報の提供方法: 情報の提供方法: 市のホームページ・広報紙・チラシ
	是正措置	なし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 871件 取りまとめ時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 18,550 ha
		データ更新: 平成29年7月まで農地部会終了後、平成29年8月以降は総会終了後
	公表:	
是正措置	なし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先: 登米市長 1. 農地利用の集積・集約化について 2. 遊休農地の発生防止・解消について 3. 新規就農の推進について 4. 人・農地プランの実質化について
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--